

資料提供先: 米子市政記者クラブ
日刊建設工業新聞
伯耆町有線テレビジョン放送

令和6年8月6日
中国地方整備局
日野川河川事務所

皆生海岸の『海岸協力団体』を募集します ～パートナーシップの拡充にむけた取り組み～

近年、民間の法人・団体等が海岸において、スポーツ・レジャー等をはじめとした多種多様な活動を実施されています。

このような活動の中、多岐にわたる海岸の維持管理を充実させるため、民間による海岸環境保全等の活動促進も必要となっています。

地域に根差した民間の法人・団体等による活動を促進し、地域の実情に応じた海岸の維持管理を実現するため、皆生海岸の直轄工事区域において、以下のとおり海岸協力団体の募集を行う事としましたので、お知らせします。

なお、これまでに当地域においては、2団体を指定しています。(平成28年度指定)

記

1. 募集区間 皆生海岸の直轄工事4区域(境港、夜見・富益、両三柳、皆生)
2. 募集期間 令和6年8月6日(火)～令和6年10月4日(金)
3. 募集内容 募集要領等の詳細については、日野川河川事務所ホームページに掲載しています。

日野川河川事務所 URL: <https://www.cgr.mlit.go.jp/hinogawa/kaigankyouryoku/kaigankyouryokudantai.htm>

「海岸協力団体指定制度」

自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、環境教育等を行うNPO等の民間団体を支援刷るもので、これらの団体を海岸協力団体に指定し、海岸管理者と連携して活動する団体として法律上位置付けることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

【問合せ先】

国土交通省 日野川河川事務所

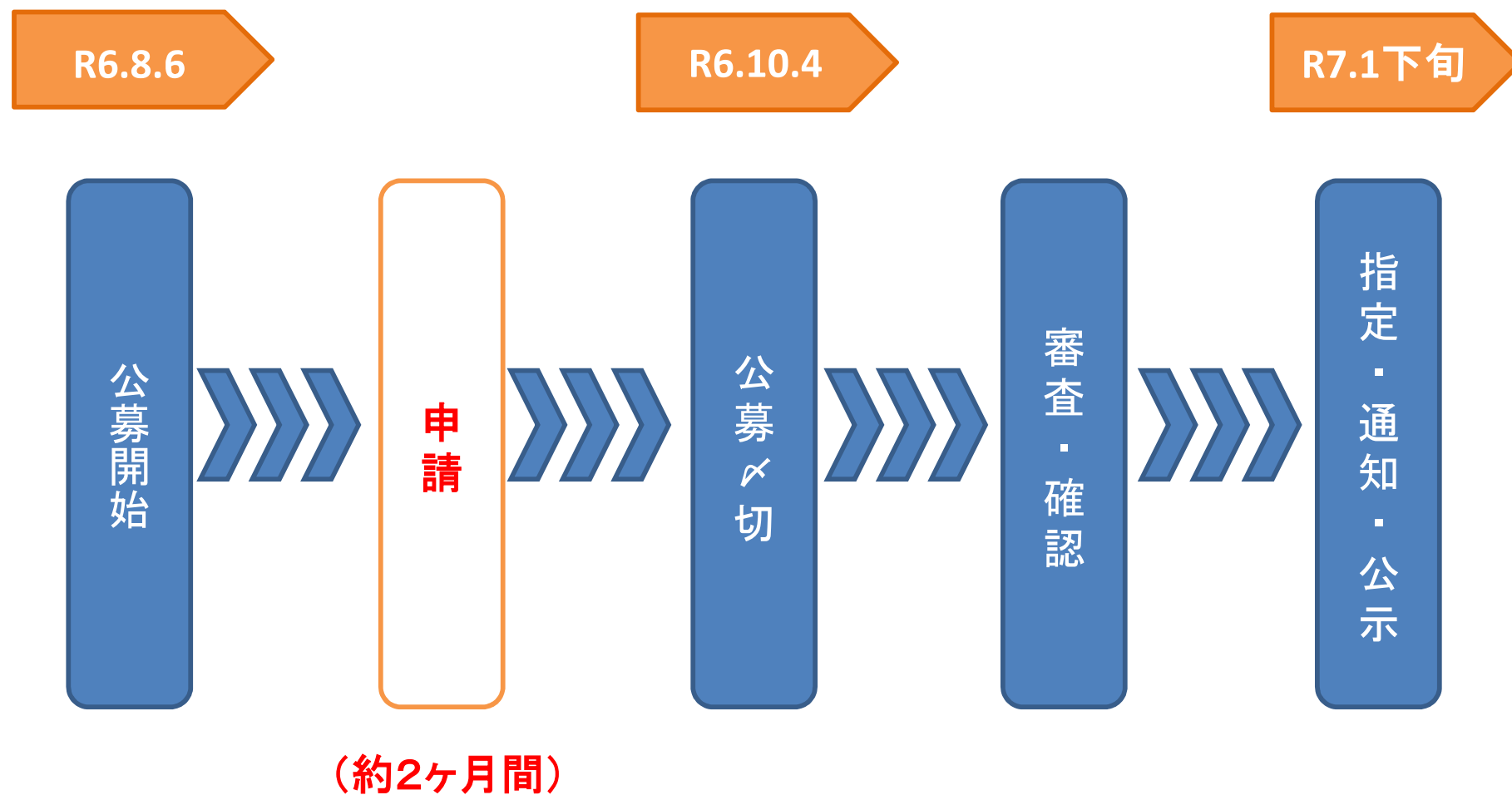
副所長(技術) 池田 ☎ 0859-27-5484 (代表)

流域治水課長 河口 ☎ 0859-27-2420 (直通)

別紙「募集区間位置図」



■今年度のスケジュール



海岸協力団体の公募について

「海岸協力団体」の指定

✓ 海岸協力団体とは

- 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- 海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

海岸管理者（都道府県等）

申請

指定

法人または団体（NPO等）

自発的活動

海岸協力団体の活動のイメージ



海岸植生の保護



希少種保護
(ウミガメ卵の保護)



海岸環境の維持
(清掃活動)



環境教育活動



調査研究

海岸法 第23条の4（海岸協力団体の業務）

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

✓ 海岸協力団体に指定されると？

- 海岸協力団体に指定されることにより、その活動に際し占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者から必要な情報提供や助言等を受けることができるとともに、法律上位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることを期待されます。

海岸協力団体に指定されるには？

- 指定を希望する団体からの申請に基づき、海岸管理者が審査をし、海岸協力団体として指定することができることとしています。